別表 本件開示請求

項番	諮問	請求内容	決定日	決定内容	·諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
番	番号			主務課			
				非開示			
1	736	平成〇年〇月〇日の〇時〇分過ぎに都 庁第一本庁舎の高層階用エレベータ内 で開示請求者が〇〇職員に肘打ちされ た暴行事件において、監視カメラの映 像確認を阻止する総務局警備担当のの ペい行為に関する全ての個人情報・資 料(事件発生当時の監視カメラの映像 記録を含む。)	平成 31年 2月 28日	総務局 総務部 総務課	令和 元年 7月 19日	平成○年○月○日付トラブ ル事案に関する資料	審査請求人が請求の対象としている当該個人情報を開示することにより、庁内(庁舎及びその敷地をいう。以下同じ。)における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。
				非開示 (存否応答 拒否)	:		************************************
2	737	平成〇年〇月〇日以降、総務局の警備 員が開示請求者の昼休み中の行動をストーカーまがいに違法監視していることに関する全ての個人情報・資料。 なお、総務局の警備員の当該違法監視に対して、開示請求者は平成〇年〇月〇日に都総務局宛てに抗議のメールを送信している。	平成 31年 2月 28日	総務局 総務課 総務課	令和 元年 7月 19日	平成〇年〇月〇日以降、総務局の警備員が開示請求者の昼休み中の行動を監視していることに関する全ての個人情報・資料	審査請求人が対象としている当該個人情報が存在しているか否かを答えることにより、以下の非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3の規定により、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する。 一庁内における警備の手法や体制が明らかになり、その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。 一庁内における警備の手法や体制が明らかになり、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされ、庁内の秩序及び美観の保持、並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

項番	諮問	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
番	番号			主務課			
		平成〇年〇月〇日の〇時〇分頃に都庁 本庁舎3階の連絡通路を通行中の開示		非開示 (存否応答 拒否)			
3	738	請求無法 「対し慢を 「対し慢を でとの極令 が無えとの をまり、 では、 が無えとの をまり、 でも、 のとの極令 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、 でも、	平成 31年 2月 28日	総務務課	令和 元月 7月 19日	総務局が審査請求人を加害者とした被害届を〇〇警察署に出したことに関する全ての個人情報・資料	審査請求人が対象としている当該個人情報が存在しているか否かを答えることにより、以下の非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3の規定により、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する。 審査請求人が請求の対象としている保有個人情報の開示又は非開示の決定を行うことは、特定の個人による被害届の提出の有無等の事実関係を明らかにすることになり、このことは開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例16条2号に該当する。
				一部開示			
4		平庁では 中庁舎の高 一本庁舎の高 一本庁舎の高る 一本庁舎の高る 一本庁舎のある 一本庁舎のある 一本でされたにの監視力 でされたにの監視力 でされたにの監視力 でされたにの監視力 を警察は でされたにの監視力 を警察は 一本ら当の 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、 一が、	令元6 6 6	総務 局 総務 総務 課	令和 一元 名 日 28日	第5号様式(平成〇年〇月 〇日付〇〇第〇号「保有個 人情報の非開示につい て」。別紙を含む。)	非開示部分を開示することは、庁内における警備の手法や体制を明らかにすることになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

項	諮問	請求内容	決定日	決定内容	- 諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	請水門谷	伏疋日	主務課	14月11月11日	又は請求個人情報	夫.配機関の土版
				一部開示		(1) 平成〇年〇月〇日付 けで行われた〇〇局〇〇課	公益通報制度は、通報で得られた情報の秘密保持を前提としている。各
5	753	○○でもある開示請求者が、平成いの年の月○日に所属である○○高原である○○高原でお為に行われている管理職の法令とプライをでいて公正のでは、1000年である○○高で通報された中ででは、1000年での虚偽のでは、1000年でのでは、1000年では、1	令和 元月 30日	総カース ・イン ・イン ・イン ・イン ・イン ・イン ・イン ・イン ・イン ・イン	令和 元年 9 30日	長に関する公益通報に係る 決定に関する公益通報に係る ・通管のののでは、 ・通管ののでは、 ・通便答ののでは、 ・通便答ののでは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のでは、 ・	局から得られる情報についても、提供情報が外部に漏らされることはないという前提で提供されるものであり、これらの情報が開示されることが前提となると、各局から必要な情報を収集することができず、全庁窓口における正確な事実の把握が困難となり、公益通報に関する事務処理に当たって著しい支障を来すおそれがある。また、通報のあった案件については、今後、実施機関と請求人との間で争訟に発展する可能性がある。各局から提供された情報が開示された場合、争訟等における対応等が明らかにされ、当事者として本来対等であるはずの立場を損なうおそ供情報には、通報者への評価を含む人事管理情報が含まれている。これらの情報を開示することにより、所属長が、被評価者からの反応を懸念するあまり、職場実態に即した判断・対応、率直な評価を躊躇するおそれがあり、適切かつ円滑な人事管理に支障を来しかねないことから、条例16条6号に該当する。
				一部開示		・「職員に対する処分につ	
6	758	○○局の悪徳管理職が非常 日付通知により開示請別で 日付通知により開示請別で 日付通知に担造者が記したトラブル事案の 「パワース推進、開からで になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	令元 令元 9 2 2 1	総務事課	令和 元年 11月 5日	査委員会への諮問について」(○○年○月○日付○ 総人人第○○号) ・「事故監察について(報	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。 事故の概要、事実関係等は、公表しないことを前提に任意の事情聴取により知り得た情報であり、また、懲戒処分を行う決定過程を含む人事管理上の情報であることから、開示することにより、今後の事情聴取による適正な情報収集が困難となるなど、人事にある。正な情報収集が困難となると、大事がある。また、懲戒分限審査委員会からの答申の段階での処分案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、都が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

項	諮問		W	決定内容	-M-00 H	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
番	番号	請求內容	決定日	主務課	- 諮問日		
		開示請求者(〇〇)が〇〇年〇月〇日に行った保有個人情報開示請求(開示請求者に対する違法な懲務人事の公職の人事の発送を担当の発送を行い、決定通違反の行為を行い、当、上の政策を対して、知りのでは、第30条をという地方公務員法第30条等違反の違法対応を行い報・資料	令元		令和 元11月 6日	情求者から総務局人事部人 事課職員第七の電子メール	審査請求人からの照会に対して処分庁が行った対応は、「〇年〇月〇日付総務局人事部人事課職員から開示請求者宛ての電子メール」のみである。また、審査請求人からの限会に関し、都が保有する個人情報は、「公文書開示の決定期間の延長について」(〇年〇月〇日付〇〇〇第〇号保有個人情報開示決定通知書のとおり開示したものである。 なお、審査請求人からの照会に対しては、対応記録は作成しておらず、したがって対応記録は存在しない。
7	759		节元 9 2 1 -	総 務 事 課			